様式第二の第六表の記載注意中「発電設備」を「発電等設備」に、「の発電に」を「の発電又は放電に」に、「発電する」を「発電し、又は放電する」に改める。

様式第二の第六表≪項目別明細表≫⑷第六条第三項第八号関係を次のように改める。

様式第２（第３条から第１１条まで関係）

第６表

≪項目別明細表≫

（４）第６条第３項第８号関係

［調整力の確保に要する費用］

（単位：千円）

	N-6年度（実績）	N-5年度（実績）	N-4年度（実績）	N-3年度（実績）	N-2年度（実績）	参照期間 5ヶ年計	参照期間 5ヶ年平均	N年度（想定）	N+1年度（想定）	N+2年度（想定）	N+3年度（想定）	N+4年度（想定）	規制期間 5ヶ年計	規制期間 5ヶ年平均	備考
法第二十八条の四十第一項第五号に規定する推進機関の義務に応じて供給能力を確保するために要する費用（将来の一定期間において生ずる費用に対する積立てが行われる場合に限る。）及び当該積立てが実施される入札等に係る費用を除く。）															
その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る費用を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の調達に係る費用															
電気の電圧の値の維持の用に供するための発電等設備等の調達に係る費用															
廃棄物埋立処分に係る税又は賦課															
合計															貸方の場合は▲表示で記載